

【 処置 】**868 肩関節脱臼に対する関節脱臼非観血的整復術と同日の胸部固定帯加算の算定について**

《令和8年8月31日》

○ 取扱い

肩関節脱臼に対するK061 関節脱臼非観血的整復術と同日のJ200 胸部固定帯加算の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

関節脱臼非観血的整復術とは、脱臼した関節を徒手的に治療する手術である。同一日に行うJ119-2腰部又は胸部固定帯固定は厚生労働省通知^{※1}から算定はできないと考えられる。

また、J200胸部固定帯加算は簡易なコルセット状のものとして処置医療機器等加算の項目で評価されているが、厚生労働省通知^{※2}より処置の費用であることから手術当日の算定はできないと判断する。

以上のことから、肩関節脱臼に対するK061 関節脱臼非観血的整復術と同日のJ200胸部固定帯加算の算定は、原則として認められないと判断した。

(※1) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

手術当日に、手術（自己血貯血を除く。）に関連して行う処置（ギプスを除く。）の費用及び注射の手技料は、術前、術後にかかわらず算定できない。

(※2) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

処置の費用は、第1節処置料及び第2節処置医療機器等加算、第3節薬剤料又は第4節特定保険医療材料料に掲げる所定点数を合算した点数によって算定する。